京都北都信用金庫

定期性預金規定の改定について

平素より、京都北都信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。 当金庫は、利息計算方法の見直しにより、以下の通り定期性預金規定を改定いたしますので、 ご案内申し上げます。

記

1. 改定する規定

- 期日指定定期預金規定
- 自動継続期日指定定期預金規定
- ・自由金利型定期預金 (M型) 規定 (スーパー定期)
- ・自動継続自由金利型定期預金 (M型) 規定 (スーパー定期)
- · 自由金利型定期預金規定(大口定期)
- · 自動継続自由金利型定期預金規定(大口定期)
- 変動金利定期預金規定
- 自動継続変動金利定期預金規定
- 積立定期預金規定
- 改定日
 令和6年5月7日

3. 改定内容

期日指定定期預金規定			
新	旧		
4. (利息)	4. (利息)		
(3) この預金を第6条第1項により満期日前に解約す	(3) この預金を第6条第1項により満期日前に解約す		
る場合および第6条第4項により解約する場合に	る場合および第6条第4項により解約する場合に		
は、その利息は、預入日から解約日の前日までの日	は、その利息は、預入日から解約日の前日までの日		
数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4	数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4		
位以下は切捨てます。 <mark><削除></mark>)によって1年複利	位以下は切捨てます。 <u>ただし、解約日における普通</u>		
の方法により計算し、この預金とともに支払いま	預金の利率を下回るときは、解約日における普通預		
す。	金の利率とします。) によって1年複利の方法によ		
	り計算し、この預金とともに支払います。		

自動継続期日指定定期預金規定

新

旧

5. (利息)

(5) この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合および第7条第4項により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。<<u>| (削除 ></u>) によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

5. (利息)

(5) この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合および第7条第4項により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)

新

ĺΗ

3. (単利型)

A. (利息)

(3) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合および第6条第4項により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。
(削除>)によって計算(預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法)し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、 その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払 利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算し ます。

4. (複利型 [預入期間 3 年以上]) (利息)

(3) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合および第6条第4項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。(削除)) によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

3. (単利型)

A. (利息)

3) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合および第6条第4項により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。)によって計算(預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法)し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、 その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払 利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算し ます。

4. (複利型 [預入期間3年以上]) (利息)

(3) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合および第6条第4項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。) によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)

郭

4. (単利型)

A. (利息)

5. (複利型[預入期間3年以上]) (利息)

(3) この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合および第7条第4項により解約する場合には、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。(削除))によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

4. (単利型)

A. (利息)

(4) この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合および第7条第4項により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と期限前解約利息との差額を清算します。

5. (複利型[預入期間3年以上]) (利息)

(3) この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合および第7条第4項により解約する場合には、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。)によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

自由金利型定期預金規定(大口定期)

新

旧

3. (利息)

(3)

- ① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。<削除>)のうち、最も低い利率。
- ② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率 (小数点第4位以下は切捨てます。<u><削除></u>)の うち、いずれか低い利率。

3. (利息)

(3)

- ① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC (BおよびCの 算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。) のうち、最も低い利率。
- ② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。)のうち、いずれか低い利率。

自動継続自由金利型定期	阴强金規定	(大口定期)	

4. (利息)

(4)

① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC (BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。<a href="mailto:|| (削除))のうち、最も低い利率。

新

② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。(削除>)) のうち、いずれか低い利率。

4. (利息)

(4)

① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。)のうち、最も低い利率。

旧

② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。)のうち、いずれか低い利率。

変動金利定期預金規定

新

4. (単利型)

(利息)

(3)

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。<削除>)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。<削除>)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間 払利息の合計額)との差額を清算します。

5. (複利型[預入期間3年])

(利息)

(3) この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合および第7条第4項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。(削除)) によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

4. (単利型)

(利息)

(3)

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間 払利息の合計額)との差額を清算します。

5. (複利型[預入期間3年])

(利息)

(3) この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合および第7条第4項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。) によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

自動継続変動金利定期預金規定

新

旧

4. (単利型)

(利息)

(3)

4. (単利型)

(利息)

(3)

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率とします。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通

いる中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。

5. (複利型[預入期間3年])

(利息)

(3) この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合および第7条第4項により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。
削除>)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

預金の利率とします。)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。

5. (複利型[預入期間3年])

(利息)

(3) この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合および第7条第4項により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

積立定期預金規定

新

旧

4. (利息)

(3) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合および第6条第4項により解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日(利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。(削除>)) によって計算し、この預金とともに支払います。

4. (利息)

(3) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合および第6条第4項により解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日(利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。)によって計算し、この預金とともに支払います。

以上